

# 雲仙市事業継続支援金支給事業実施要綱

令和 2年 5月21日  
雲仙市告示第 122号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内事業者に対して事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することで、事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「市内事業者」とは、市内に住所を有する個人事業主、市内に主たる事業所を有する法人等で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農業又は水産業を主業とする事業者（以下「農漁業者」という。）
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの並びに同条第5項に規定する営業を行うもの並びに業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものを除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が認める者

(支援金の対象、支給額及び制限)

第3条 支援金の支給を受けることができる対象者及びその支給額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が他の市町村の同趣旨の支援金等の支給を申請する場合は、支援金支給の対象としない。

(申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月25日までに、雲仙市事業継続支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 別表中対象者欄の区分に応じ、それぞれ要件及び支給額の欄の売上金額が確認できる書類
- (2) 雲仙市税（国保税を含む。）の滞納がない証明書（滞納がないことを税担当課に照会することに同意をした場合は、滞納がない誓約書及び同意書をもってこれに代えることができる。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、支援金支給の適否を決定し、適当と認めたときは雲仙市事業継続支援金支給決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは理由を付して雲仙市事業継続支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、前条の支給決定通知書による通知を受けた申請者が第3条の要件を満たさないことが判明したとき、又は虚偽の申請その他不正の手段により支援金の支給を受

けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、支援金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 支援金の支給は、同一事業者につき、1回限りとする。

別表 (第3条関係)

対象者	要件	支給額
農漁業者	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 事業を継続する意思を有すること。</p> <p>2 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 平成31年3月1日以前に事業を開始した者で、令和2年3月から5月までの3箇月の平均売上金額が、前年同期の平均売上金額と比較して100分の20以上減少していること。</p> <p>イ 平成31年3月2日から令和元年12月1日までに事業を開始した者で、令和2年3月から5月までの3箇月の平均売上金額が、事業を開始した日から令和2年2月29日までの任意の連続する3箇月の平均売上金額と比較して、100分の20以上減少していること。</p> <p>3 令和元年12月末日までに納期限が到来した雲仙市税（国保税を含む。）に滞納がないこと。</p> <p>4 雲仙市暴力団排除条例（平成24年雲仙市条例</p>	<p>左記要件に基づき算出した平均売上金額の減少額に3を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとし、上限額は、次のとおりとする。</p> <p>1 平均売上金額の減少割合が、100分の20以上で100分の50未満の場合 15万円</p> <p>2 平均売上金額の減少割合が、100分の50以上の場合 30万円</p>

	<p>第18号) 第2条第2号の暴力団員又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>	
<p>中小企業者</p>	<p>次の1から4までの全てに該当すること。</p> <p>1 事業を継続する意思を有すること。</p> <p>2 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 平成31年3月1日以前に事業を開始した者で、令和2年3月から5月までの任意の1箇月の売上金額が、前年同月の売上金額と比較して100分の20以上減少していること。</p> <p>イ 平成31年3月2日から令和2年2月1日までに事業を開始した者で、令和2年3月から5月までの任意の1箇月の売上金額が、事業を開始した日から令和2年2月29日までの任意の1箇月の売上金額と比較して、100分の20以上減少していること。</p> <p>3 令和元年12月末日までに納期限が到来した雲仙市税（国保税を含む。）に滞納がないこと。</p> <p>4 雲仙市暴力団排除条例（平成24年雲仙市条例第18号）第2条第2号の</p>	<p>左記要件に基づき算出した売上金額の減少額に3を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとし、上限額は、次のとおりとする。</p> <p>1 売上金額の減少割合が、100分の20以上で100分の50未満の場合 15万円</p> <p>2 売上金額の減少割合が、100分の50以上の場合 30万円</p>

	暴力団員又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	
--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。